

## 津別町役場庁舎等建設事業基本設計業務 提案書作成要領（案）

以下に示す作成要領は、配布済みの様式集を補足するものです。重複する記述もありますが、提案書等作成の参考としてください。

## ◎様式1～8 共通事項

- |       |                |               |    |
|-------|----------------|---------------|----|
| ・提出部数 | 商号・名称の入っていないもの | 製本版（ホチキス留めなど） | 8部 |
|       | 商号・名称の入っていないもの | クリップ留め        | 1部 |
|       | 商号・名称の入っているもの  | 製本版（ホチキス留めなど） | 1部 |
|       | 商号・名称の入っているもの  | クリップ留め        | 1部 |

## ・書類の体裁

着色やグラフ、図などに色相、明度、彩度の制限はありませんが、審査員用にカラーコピー等にて配布する場合がありますので、その際の再現性について留意願います。また、グラフ、図などのサイズの制限はありませんが指定の余白を厳守してください。

図、イラスト等は提案書1枚につき2カットまでとします。1カットあたりの大きさに制限はありません。こちらも前述のとおりカラーコピー等での再現性について留意してください。

なお、様式2、3はグラフ、図、写真、イラスト等の掲載はできません。

使用する文字フォントは原則として、10ポイント以上とし、特殊なフォントは使用しないでください。ただし、グラフや図に記載する文字、数字、図等のキャプション及び〔様式4〕業務実施スケジュールについては、10ポイント以下となっても構いませんが、審査員が読み取れないことも想定されますので注意してください。

全ての書類は、片面印刷で出力してください。

## 様式1 参加資格調書

1枚にまとめて提出してください。

記載できるのは5年以内の実績です。ただし、複数年の契約（事業）でその最終年度が5年以内の場合は記載対象とします。また、記載内容も同種業務及び類似業務に限りますが、複数実績を有している場合でも、代表的なものを2つまで記載可能とします。その際、同種業務が2つでも、類似業務が2つでも、それぞれ1つずつでも構いません。

津別町の現状・課題にとって参考となる実績であることも重要ですが、特に今後の計画策定業務は、住民との共感づくり（合意形成）が重要なポイントとなります。住民の参画と、それが持続している（飽きずに参加できる）取組み実績も評価事項となります。

## 様式2 担当技術者概要調書

主任技術者（業務を統括するもの）と担当技術者を記載してください。記入欄が不足する場合は2枚以上となっても問題ありません。ただし、契約後の基本設計業務に携わらない者の記載は出来ません。

### 様式3 価格提案書

1枚にまとめて提出してください。

様式自体は参考様式ですので、独自の書式でも問題ありません。ただし、指定の余白は厳守願います。

また、価格提案書に記載された金額は、請負額を保障するものではありませんが、審査対象ともなりません。請負額は優先交渉権者と町との協議で決まります。

### 様式4 業務実施スケジュール

1枚にまとめて提出してください。

様式自体は参考様式ですので、独自の書式でも問題ありません。また、横使いとしても構いません。ただし、指定の余白は厳守願います。

バーチャートやネットワークなど行程の表現方法は自由とします。

### 様式5 事業の実施方針

片面印刷で2枚までにまとめて提出してください。(1枚に収めても構いません。)

様式自体は参考様式ですので、独自の書式でも問題ありません。ただし、指定の余白は厳守願います。

事前に配布した資料やインターネット等で閲覧できる資料などから、津別町の現状と課題を踏まえ実施方針を記載してください。

図、イラストなどを加えた実績を交えながらの提案となっても構いません。

### 様式6 町民・職員が利用しやすい庁舎の提案書

片面印刷で2枚までにまとめて提出してください。(1枚に収めても構いません。)

様式自体は参考様式ですので、独自の書式でも問題ありません。ただし、指定の余白は厳守願います。

図、イラストなどを加えた実績を交えながらの提案となっても構いません。

### 様式7 高い環境性能とコスト抑制の提案書

片面印刷で2枚までにまとめて提出してください。(1枚に収めても構いません。)

様式自体は参考様式ですので、独自の書式でも問題ありません。ただし、指定の余白は厳守願います。

図、イラストなどを加えた実績を交えながらの提案となっても構いません。

### 様式8 木のまちにふさわしい庁舎の提案書

片面印刷で2枚までにまとめて提出してください。(1枚に収めても構いません。)

様式自体は参考様式ですので、独自の書式でも問題ありません。ただし、指定の余白は厳守願います。

図、イラストなどを加えた実績を交えながらの提案となっても構いません。

## ◎技術提案における視覚的表現の許容範囲

### 1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

### 2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

#### 【許容しない表現の例】

- ・具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

※ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

3 許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
<div data-bbox="300 360 710 600" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="252 696 762 1368" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="220 1444 770 1523">(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	<div data-bbox="895 360 1310 600" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="837 689 1380 734">窓際には打合せや作業が出来る多目的スペースを設置 吹抜けに面した打合せコーナー EPS, DSIは共用部に配置し、機能更新を容易にする</p> <div data-bbox="837 757 1380 996" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="837 1003 1380 1041">フレキシブルなレイアウトが可能 通路は十分な幅と回遊性を確保 コーナーに柱がない構造で、眺望を確保</p> <div data-bbox="837 1099 1380 1585" data-label="Diagram"> </div>
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

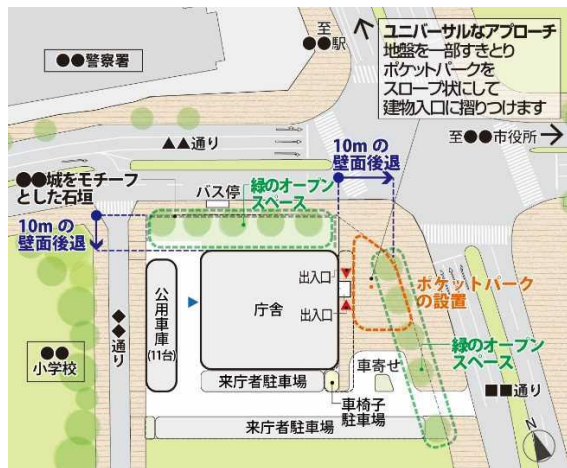
(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>



(3) 配置イメージ図

許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

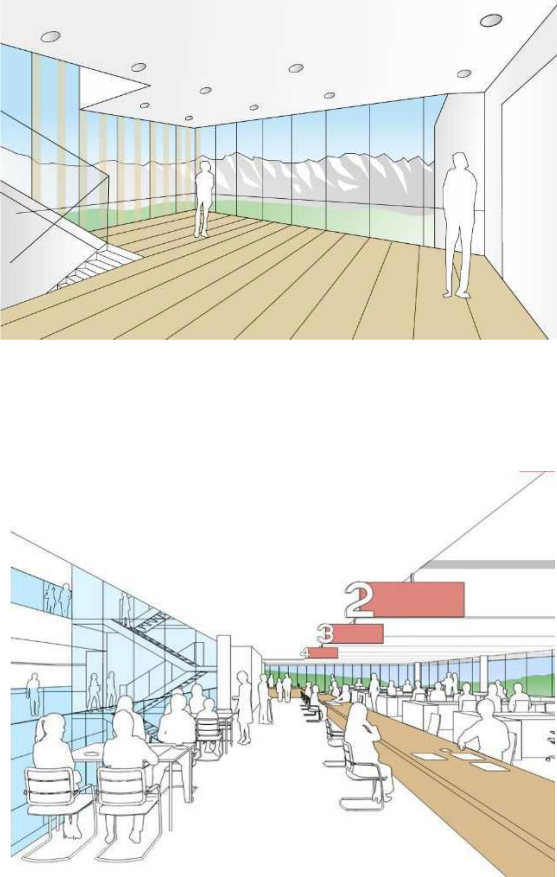

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例



建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>